

令和2年4月7日
【内閣官房】

【概要書】

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

《報告書の概要》

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。

- ・ 期間：令和2年4月7日から5月6日まで
- ・ 区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
大阪府、兵庫県及び福岡県

報告書は、衆院イントラネットの「国会提出報告書等の情報」で御覧いただけます。

※なお、内閣官房ウェブサイト

(URL：https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

においても、報告書の内容を掲載予定です。

※印刷物（1部）が必要な場合は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室に御連絡下さい。

TEL 03-5253-2111（内線33154）

（直通）03-6257-3085

※衆院イントラネットの「国会提出報告書等の情報」については、衆議院事務局議案課(内線 32451、32450)にお問い合わせ下さい。